

PM_{2.5}（微小粒子状物質）及び光化学オキシダント対策の 推進に関する意見書（案）

東京の大気汚染は改善されつつあるにもかかわらず、都内児童のぜん息り患率は小学生を中心に、全国平均のほぼ2倍で増え続けている。このような健康への影響が懸念されている大気汚染物質として、PM_{2.5}（微小粒子状物質）及び光化学オキシダントが挙げられる。

PM_{2.5}は、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するものであり、近年、米国や欧州では、相次いでPM_{2.5}の大気環境基準を設定し、削減対策の取組を強化している。とりわけ、米国では2007年に、PM_{2.5}の基準達成のため、「PM_{2.5}対策実施規則」を公布し、環境基準達成までのスケジュールや達成計画、対策決定のための調査・分析などを明示している。我が国においては、2009年に環境基準がようやく設定されたところであるが、都内のPM_{2.5}の濃度は国の環境基準と比較して高くなっており、その改善が喫緊の課題となっている。

光化学オキシダントは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、また、広域的な大気の流れに起因しており、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。このため、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成メカニズムを解明し、それに基づき総合的かつ広域的な対策を講ずる必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、PM_{2.5}及び光化学オキシダント濃度の改善のため、総合的な大気環境対策を推進するとともに、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 PM_{2.5}及び光化学オキシダントについて、多岐にわたる発生源の実態、生成メカニズム、大気の流れ等のより一層の詳細な解明を行い、総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講ずるとともに、整理した情報やデータを広く提供すること。
- 2 PM_{2.5}及び光化学オキシダントを生成する原因物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）について、ガソリン給油時のVOC蒸発防止、公共工事や公共調達における低VOC製品の積極的な採用等その排出削減に向けた対策の一層の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

宛て